

相続登記が義務化されました。

【質問】

父が亡くなり家と土地を相続したが登記手続きをしていなかった。最近、「登記しないと罰金を払うことになる。」と言われた。本当でしょうか。

【回答】

相続登記がされないため、今の所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害など社会問題になっています。このため、令和3年に法律が改正され、これまで任意だった相続登記が義務化されました。正当な理由なく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が課される可能性があります。

相続人は、不動産(土地・建物)を相続で取得したことを知った日から3年以内に法務局で相続登記をしなければなりません。

相続登記は、日常生活では馴染みのない手続きや、書類が必要となります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に登記をする必要があります。

相続登記の申請義務化は令和6年4月1日からですが、それより前に相続した不動産も義務化の対象です。3年間の猶予期間がありますが要注意です。

※相続登記義務化を口実に、原野商法のトラブルにあった消費者に、悪質業者が近付いてくることがありますのでご注意ください。
※詳しくは法務局、専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士)にご相談ください。



藤井寺市消費生活センターにご相談ください！

日時 月～金曜日(祝日除く) 10:00～12:00、12:45～16:00 ※受付は15:30まで

場所 藤井寺市消費生活センター(市役所1階⑤番窓口) ☎939・1320 相談方法 電話又は来所(予約不要)

●おくやみ手続きサポートデスク(予約制)

身近な方を亡くされた後の手続きは多岐にわたります。デスクでは亡くなられた方の状況を確認し、手続きが必要な窓口をご案内します。



予約可能日時 月～金曜日(祝日除く)の9時30分、13時30分、14時30分の3枠

定員 各1組

問合先 おくやみ手続きサポートデスク
(1階①番市民課内) ☎939・1319

●藤井寺市民憲章

- ・人の和で、住みよいまちを、つくりましょう。
- ・自然を生かし、歴史遺産をまもりましょう。
- ・近代文化で、伸びゆくまちを、つくりましょう。
- ・仕事に誇りを持ち、働く喜びに、生きましょう。
- ・若い力を養い、夢と希望を、育てましょう。

●目の不自由な方や活字読書が困難な方へ

「声の広報(CD)」 「点字広報」をご利用ください。市ホームページにも掲載しています。

問合先 魅力発信課(3階⑥番窓口)

☎939・1051 FAX 952・9448



防災行政無線の放送内容が電話で確認できます

※放送から24時間以内

☎0800・200・9391(フリーダイヤル)



編集後記 今回は、平和特集(関連記事5ページ)があるので、小学校当時の宿題で祖父に戦争の経験談を聞いたことを思い出していました。父方の祖父は、1週間後に特攻隊で飛ばないといけないタイミングで終戦となったこと。母方の祖父は、墓地にしゃがんで隠れていた時に、お尻に爆弾が当たったが、不発弾で爆発せず、無事であったこと。ほんの少しの運命の違いで自分は産まれていなかったの思いと、改めて平和の大切さを考えさせられたことを覚えています。

各種相談

※相談はすべて無料。予約マークがあるものは要予約。曜日指定の相談の場合、祝日は除く。

	相談名	日時	場所	内容	問合先
医療	救急医療相談	24時間365日対応	(電話)	突然の病気やケガで迷ったらまずここへ。緊急性がある場合は管轄の消防本部に転送され、救急車が出動します	救急安心センターおおさか ☎06・6582・7119 #7119(短縮ダイヤル)
くらし	法律相談 予約	8/20(水)・27(水)・9/3(水)・10(水) 13:00～16:30 ※予約は、8/14(木)9:00～電話で。各日先着7人	市役所1階相談室(又は電話)	弁護士による相続、離婚、建物の賃貸借問題、多重債務者救済などに関する相談 ※相談は、同一内容は1回限り、年度中に3回まで、時間は30分以内	協働人權課 ☎939・1111 (窓口での予約も可)
	消費生活相談	月～金曜日10:00～12:00、12:45～16:00 受付は15:30まで	市役所1階消費生活センター	消費生活相談員による、悪質商法による被害や訪問販売、電話勧誘によるトラブルなど消費生活に関する相談	消費生活センター ☎939・1320
	行政相談	8/29(金) 13:30～15:30	市役所1階相談室	行政相談委員による、国の仕事への苦情や要望に関する相談	協働人權課 ☎939・1331
	司法書士法律相談 予約	8/16(土) 13:00～16:00 ※予約は、月～金曜日10:00～16:00	司法書士総合相談センター堺(堺市役所前)	登記手続、裁判手続、相続、成年後見制度、サラ金問題などに関する相談	堺支部 ☎080・6284・1874
	行政書士法律相談 予約	8/22(金) 13:00～16:00	パープルホール 小会議室C	遺言・相続、契約書、成年後見制度、許認可などに関する相談	大阪府行政書士会南大阪支部 ☎072・349・9178
	税務相談 予約	8/22(金) 13:00～16:00	市役所1階相談室	所得税・相続税・贈与税など国税に関する相談 ※先着順。相談時間は1人30分以内	近畿税理士会富田林支部事務局 ☎0721・25・6250
	高齢者相談	月～金曜日 9:00～19:00 土曜日 9:00～17:30	ふれあいセンター ※時間外は電話相談	高齢者の総合相談	地域包括支援センター ☎937・2641
人権	人権相談	8/28(木) 13:30～15:30	市役所1階④番窓口まで	人権擁護委員による人権についての悩みごとやトラブルなどに関する相談	協働人權課 ☎939・1059
	人権悩みの相談室	月～水・金・土曜日(祝日含む) 9:00～12:00、13:00～16:00	パープルホール3階・男女共同参画ルーム内相談室	専任相談員による暮らしの中で起こる人権、女性の人権に関する相談	☎939・1118
	女性相談 予約	月・火・木曜日 10:00～12:00、13:00～17:00	市役所1階相談室	女性相談員による夫婦関係、DV、生活苦など女性の悩み相談	協働人權課(女性相談窓口) ☎939・1050
子育て	家庭児童相談	月～金曜日 9:00～17:30	市役所2階②番窓口	子ども家庭支援員による18歳未満の子どもに関する相談(電話相談もあり) どなたからでも相談できます	子育て支援課(こども家庭センター) ☎939・1162
	教育相談 予約	木曜日 9:00～12:00	市民総合会館別館3階教育相談室	教育相談員による不登校・いじめ・発達についてなど、教育に関する悩み相談。DVやセクハラなどの暴力に関する相談	教育相談室 ☎938・1008
	テレホン教育相談	金曜日 13:00～17:00 火・木曜日 9:00～17:00	(電話)		
	ひとり親家庭等無料法律相談 予約	8/8(金)・25(月) 14:00～17:00	市役所2階相談室	離婚前相談・慰謝料・養育費・認知・面会交流など、労働関係・借金関係など ※空きがあれば当日利用も可	こども育成課 ☎939・1161
就労	地域就労相談 予約	月～金曜日 9:00～17:00	市役所6階地域就労支援センター	働く意欲がありながら、様々な問題で就労できない方の相談 ※就職のあっせんは行っていません	商工労働課 ☎939・1337
	若者の就労・自立相談 予約	8/5(水)・19(水) 13:30～17:30	市役所6階地域就労支援センター	若者(15～49歳)の就労と自立の相談 ※就職のあっせんは行っていません	南河内地域若者サポートステーション ☎0721・26・9441
福祉	心配ごと相談 予約	第2火曜日 13:30～15:30	ふれあいセンター 相談室	民生委員児童委員による日常生活における悩み、心配に関する相談	社会福祉協議会 ☎938・8220
	自殺予防心の電話相談	月～金曜日 10:00～17:00	(電話)	精神保健福祉士などによる自殺など心の悩みに関する相談	☎930・0775
	身体知的障害者相談	随時	(電話・ファックス)	障害者相談員による、障害のある方の相談、更生のために必要な援助の実施(障害者手帳の有無は問いません)(聴覚)岡本 昇治さん FAX 938・7059 /(知的障害)西尾 千代子さん ☎938・1789 /(知的障害)安井 陽子さん ☎955・9263	社会福祉協議会 ☎938・8220
	障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	障害者地域生活支援センターわっと(岡2-12-6 3階)	障害のある方及び家族の相談や生活全般の支援(障害者手帳の有無は問いません)	障害者地域生活支援センターわっと ☎930・0733
	障害者等相談 予約	月～金曜日 10:00～17:00	相談支援センターぴんぽん(小1山1-1-1 3階)	障害のある方及び家族の生活上の悩み、発達障害、福祉サービスの利用に関する相談(障害者手帳の有無は問いません)	支援センターぴんぽん ☎952・7002
その他	不動産一般相談室 予約	8/4(月)・18(月) 10:00～12:00、13:00～15:00	羽曳野市軽里3-1-10(同南大阪支部)	住宅購入や賃貸マンションの契約などに関する相談	大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部 ☎958・3005